

令和元年度第4四半期（1～3月）の通常補てん積立金の件

このことについて、業務方法書第13条の2の第2項に基づき、次のとおり納入を免除する。

1. 内容

令和元年度第4四半期（令和2年1月～3月期）に係る通常補填積立金について納入を免除する。

＜負担区分別変更内容＞		現行	変更後
加入生産者	トン当たり	500円	0円
加入2号会員等	〃	250円	0円
契約会員（基本部分）	〃	250円	0円
契約会員（積増部分）	〃	500円	0円
計	〃	1,500円	0円

2. 理由

- （1）今基本契約期間の最終年度末（令和2年度末）における通常補てん準備財産の見通し及び、配合飼料原料の需給動向等を勘案すると、通常補てん準備財産が、今基本契約期間中に納付されるべき積立金の合計額の1/4相当額を超えることが見込まれることから、令和元年度第4四半期に係る積立金について納入を免除することが妥当と判断されるため。
- （2）令和元年度第4四半期の積立金を全額免除しても、配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業による借入金残額を、令和2年度に全額償還できる見通しのため。